

学校法人亜細亜学園公益通報に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人亜細亜学園(以下「本法人」という。)における公益通報の処理体制及び公益通報者の保護、その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 この規程は、本法人の職員等(本法人と雇用関係にある者及び派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者。以下同じ。)からの法令若しくは本法人の諸規程に違反する行為(以下「法令違反行為」という。)に関する通報処理体制を整備することにより、法令違反行為の早期発見と是正措置を図り、もって本法人の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

(公益通報)

第3条 この規程において「公益通報」とは、本法人職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、本法人の業務若しくは組織又は職員等に法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていることに関して、本法人が設置する通報受付窓口に対してなされる通報をいう。

2 本法人におけるハラスメントに関する通報は、「ハラスメントの防止等に関する規程」により対応する。

3 本法人における公的研究費に関する通報は、「公的研究費の研究活動における不正行為への対応に関する規程」により対応する。

(公益通報者)

第4条 この規程において「公益通報者」とは、職員等であって、公益通報した者をいう。

(公益通報等窓口)

第5条 公益通報及び公益通報に関する相談(以下「公益通報等」という。)に迅速かつ適切な対応を行うため、業務監理室に公益通報等の窓口を置く。

(公益通報等の方法)

第6条 公益通報等は、電子メール、電話、書面及び面談により行うものとする。

2 公益通報を行う場合、原則として氏名及び連絡先を明らかにして行うものとする。

(公益通報処理責任者)

第7条 公益通報等の処理を統括するため、公益通報処理責任者(以下「処理責任者」という。)を置き、専務理事をもって充てる。

(公益通報の受付)

第8条 公益通報等窓口において公益通報を受け付けたときは、速やかに処理責任者に報告するとともに、当該公益通報者に対し文書により通報を受け付けた旨を通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りではない。

2 公益通報等窓口の職員以外の職員等が公益通報を受けたときは、速やかに公益通報等窓口に連絡し、又は当該公益通報者に対し公益通報等窓口へ公益通報するよう助言しなければならない。

3 匿名により公益通報がされた場合は、当該公益通報を信ずるに足りる相当の理由及び証拠等がある場合に限り、処理責任者と協議のうえ、公益通報として受け付けることができる。

(公益通報の措置検討)

第9条 処理責任者は、公益通報の報告を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実関係について調査実施の検討を公正かつ誠実に行う。

2 処理責任者は、前項に規定する調査実施の検討を業務監理室又は関連部署の長に行わせることができる。

3 処理責任者は、関連部署に対して関係書類の提出、公益通報事実の証明、報告その他調査実施の検討に必要な行為を求めることができる。

4 処理責任者は、調査実施の検討結果を、理事長に対し報告するとともに、公益通報窓口が公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報者に対して検討結果を通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第10条 処理責任者は、前条第1項の検討の結果、調査する必要があると認めたときは、調査チームを設置するものとする。なお、調査チームの長は処理責任者とし、チーム員は処理責任者が指名する。

2 調査チームは、公益通報された法令違反行為に関する調査を行い、公平不偏に調査を実施しなければならない。

3 調査チームは、調査の実施にあたっては、公益通報者及び被公益通報者（法令違反行為として公益通報された者をいう。以下同じ。）等の名誉及びプライバシー等を守るため、調査の方法に十分配慮しなければならない。

4 処理責任者は、調査の実施にあたって高度な専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見等を求めることができる。

5 調査チームの事務局は、業務監理室とする。

(調査協力義務)

第11条 公益通報に係る調査実施の検討及び調査に際して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、積極的にこれに応じなければならない。

(調査結果の通知)

第12条 処理責任者は、調査を終えたときは、直ちに理事長に報告するとともに、当該公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りではない。

(是正措置等)

第13条 理事長は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときは、速やかに必要な是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は関連部署の長に対し、是正措置等を講じるよう命じるものとする。

2 関連部署の長は、前項により是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容及び是正結果等を理事長及び処理責任者に報告するものとする。

3 理事長は、当該調査及び是正措置等の内容について必要と認めるときは、公表又は関係行政機関に対し報告を行うものとする。

(懲戒処分等)

第14条 理事長は、法令違反行為に関与した職員等に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(被公益通報者の保護)

第15条 処理責任者は、第9条、第12条及び第13条の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被公益通報者、又は当該調査等に協力した者等の名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(公益通報者の保護)

第16条 理事長は、職員等が公益通報等をしたことを理由として、公益通報者に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本法人の職員等は、公益通報をしたこと、調査に協力したこと等を理由として、当該公益通報等に関係した者に対して嫌がらせその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、公益通報等をした職員等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第17条 この規程に定める公益通報等の業務に携わる者又は携わった者は、公益通報等をした者の個人情報、公益通報等の内容及び調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 理事長は、正当な理由なく前項に規定する秘密を漏らした職員等に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(不正目的の通報)

第18条 公益通報等をする者は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正な目的をもって公益通報等を行ってはならない。

2 理事長は、前項に規定する通報をした職員等に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(事後確認)

第19条 処理責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的に確認し、新たな是正措置等の必要があると認められるときは、理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、速やかに是正措置等を講ずるものとする。

3 処理責任者は、公益通報処理が終了した後、不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認し、必要と認めるときは、当該公益通報等に関係した者を保護するための措置を講じなければならない。

(広報・研修)

第20条 処理責任者は、公益通報の仕組み及び法令順守の重要性等について、効果的な広報を行うとともに、研修・講習会等を実施し、職員等に対し周知を図らなければならない。

(所 管)

第21条 公益通報に関する事務は、関係部署等の協力を得て、業務監理室が行う。

(改 廃)

第22条 本規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。